

令和 7 (2025) 年度
イノベーションエコシステム推進
補助金

事業計画募集案内

栃木県産業労働観光部工業振興課

栃木県では、県内中堅・中小企業者等が大学・試験研究機関等や他企業と連携した連携体により取り組む新たな成長産業分野(※)の振興に資する新技術・新サービス・新製品開発に対して助成することにより、県内中堅・中小企業者等の競争力強化と成長を支援し、本県産業の振興を図るため、「イノベーションエコシステム推進補助金」事業を実施します。

つきましては、令和7(2025)年度の事業計画について次のとおり募集しますので、奮って御応募ください。

なお、応募された事業計画は厳正な審査を行い、その結果、採択された事業計画が補助金の交付対象となります。

※新たな成長産業分野	
○2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略に関連する産業分野	
〔洋上風力・太陽光・地熱、水素・燃料アンモニア、次世代熱エネルギー、原子力、自動車・蓄電池、半導体・情報通信、船舶、物流・人流・土木インフラ、食料・農林水産業、航空機、カーボンリサイクル・マテリアル、住宅・建築物・次世代電力マネジメント、資源循環関連、ライフスタイル関連〕	
○経済安全保障推進法に基づく特定重要物資に関連する産業分野	
〔抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械・産業ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、天然ガス、重要鉱物、船舶の部品、先端電子部品〕	
○戦略3産業分野	
〔自動車、航空宇宙、医療福祉機器〕	

1 募集期間

令和7(2025)年5月30日(金)～6月30日(月) ※17:00 必着

2 募集する事業計画

補助対象事業	県内に主たる事業所を有する中堅・中小企業者等が大学・試験研究機関等や他企業と連携した連携体により取り組む新たな成長産業分野の振興に資する新技術・新サービス・新製品開発に関する事業	
補助対象者	パートナーシップ構築宣言を公表している県内中堅企業者及び中小企業者等。ただし、みなし大企業は除く。	
補助対象経費	経費区分	内 容
	1 原材料及び副資材の購入に要する経費	新技術・新サービス・新製品開発に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費。
	2 機械装置もしくは工具器具の購入、試作、改良、据え付け、修繕又は借用に要する経費	(1)「機械装置費」とは、次のものをいう。 ア 新技術・新サービス・新製品開発に必要な機械装置(測定、分析、解析、評価等を行う機械装置を含む)又は自社により機械装置を製作する場合の部品又は工具器具(補助対象経費で単価50万円以上のもの)の購入に要する経費 イ 新技術・新サービス・新製品開発に必要な機械装置又は工具器具(補助対象経費で単価50万円以上のもの)の試作、改良、据付け、修繕の外注に要する経費 ウ 新技術・新サービス・新製品開発に必要な機械装置又は工具器具の借用に要する経費 (2)「工具器具費」とは、補助対象経費で単価50万円未満の次のものをいう。 ア 新技術・新サービス・新製品開発に必要な機械装置等の製作をするための工具器具の購入に要する経費 イ 工具器具の試作、改良、据え付け、修繕に要する経費 ウ 工具器具の借用に要する経費

経費区分		内 容			
補助対象経費	3 外注加工に要する経費	新技術・新サービス・新製品開発に必要な原材料等の再加工、設計等の外注（２（１）イ及び（２）イを除く。）に要する経費。 （「５ 共同研究契約等に基づき補助事業者が共同研究開発の相手方へ支払う経費」及び「８ 実証実験の委託に要する経費」と合わせて補助対象経費総額の50%以内）			
	4 技術指導の受け入れに要する経費	新技術・新サービス・新製品開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合の技術者等に支払われる経費。 （補助対象経費総額の10%以内）			
	5 共同研究契約等に基づき補助事業者が共同研究開発の相手方へ支払う経費	共同研究開発の実施に必要な補助事業者が負担する共同研究開発者への納付金等の経費で知事が必要と認める経費 （「３ 外注加工に要する経費」及び「８ 実証実験の委託に要する経費」と合わせて補助対象経費総額の50%以内）			
	6 技術・製品開発等に直接従事する者の人件費	新技術・新サービス・新製品開発に直接従事する者の直接作業時間に対し支払われる経費。 直接人件費＝直接作業時間×時間給額 直接作業時間は 1,800 時間を限度とし、直接作業時間が 1,800 時間を超える者は 1,800 時間とする。 時間給額は 2,500 円を限度とし、時間給額が 2,500 円を超える者は 2,500 円とする。 「直接人件費」の時間給額は、下記の式により算出するものとする。ただし、給与形態が年俸制の場合は、年俸金額を年間所定労働時間で除した値とする。 時間給額＝（年間基本給＋年間諸手当）÷年間所定労働時間 ここで、諸手当とは、家族手当、住宅手当、法定福利費（事業者負担分とする。）、管理職手当（技能職に対する手当を含む。）及び賞与とし、時間外手当は除く。 （補助対象経費総額の40%以内）			
	7 知的財産権に係る出願等に要する経費	新技術・新サービス・新製品開発に密接に関連し、成果の事業化に当たり必要となる知的財産権（特許権、実用新案権及び意匠権）の取得に要する弁理士の手続き代行費用、外国出願のための翻訳料及びその他関連経費。 ただし、日本の特許庁に納付される特許出願手数料、審査請求料、特許料等を除く。			
	8 実証実験の委託に要する経費	新技術・新サービス・新製品開発により開発した技術・サービス・製品を、実際の現場や試験機関等で使用し、企業化に向けた課題検証を行う外部委託（謝金等含む）に要する経費。 （「３ 外注加工に要する経費」及び「５ 共同研究契約等に基づき補助事業者が共同研究開発の相手方へ支払う経費」と合わせて補助対象経費総額の50%以内）			
	9 その他の経費	上記に掲げる経費以外で、測定、分析、解析、試験、プログラム作成の委託等に要する経費。 （補助対象経費総額の50%以内）			
補助金額	中堅企業者：3,000万円以内 中小企業者等：2,000万円以内	補助率	中堅企業者：1/3以内 中小企業者等：1/2以内	補助期間	令和7(2025)年度内
連携体要件		中堅企業者：3者以上、中小企業者等：2者以上 ※申請者と資本の出資関係にある者は対象者数から除く。			

3 事業日程（予定）

令和7年5月30日（金）～6月30日（月）	募集
7月中旬～下旬	審査（書類及びヒアリングによる審査）
7月下旬～8月上旬	採択、説明会、交付申請、交付決定・事業開始
11月	中間検査
令和8年2月中旬	事業終了
2月下旬	実績報告書提出
3月	完了検査、補助金支払
	※補助金の支払は、事業終了後になります。

4 留意事項

- 単なる新規設備の導入等、技術・サービス・製品開発要素のない事業計画は、補助事業の対象となりません。
- 1企業1申請です。
- 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。
- 他の補助事業に申請中の事業計画であっても本補助事業に申請することは可能ですが、一方の補助事業が採択となった場合には、どちらか一方の補助事業について申請を取り下げていただくことになります。（同一事業の補助対象経費を他の補助金と重複して補助対象とすることはできません。）
- 補助対象となる物件については、使用目的等の制限があります。
- 採択時には、企業名、代表者名、所在地、事業名は公表となります。
- 補助金の採択において、予算の都合等により減額となる場合があります。
- 補助事業終了後、企業化状況報告書等により、5年間事業の実施結果等を報告していただきます。

5 提出書類

- (1) 事業計画書（実施要領様式第1）
 - (2) 補助事業計画書（交付要領様式第2）
 - (3) 補助事業内容説明書（交付要領様式第3）
 - (4) 技術指導受入計画書（交付要領様式第4）（他から技術指導を受ける場合）
 - (5) 共同研究を証する書類
（「共同研究契約等に基づき補助事業者が共同研究開発の相手方へ支払う経費」を計上する場合）
 - (6) 直近の2年間の決算報告書の写し
（損益計算書、貸借対照表、販売費及び一般管理費、製造原価報告書等）
 - (7) 見積書等
- ※ 取得価格が50万円以上の機械等のみ提出してください。

上記(1)～(4)の様式については、下記のホームページからダウンロードして作成してください。また、記載例もダウンロードできますので、記載例に従って記載してください。

〇県ホームページ URL

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/r7_innovation_ecosystem.html

6 書類提出先・問い合わせ先

- 応募にあたっては工業振興課との事前相談が必要となりますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- 所定の提出書類を作成の上、工業振興課へメール送付、郵送又は持参してください。提出書類はコピーをとり、控えを1部保管してください。
- 計画書の記載方法やその他ご不明の点は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

栃木県産業労働観光部工業振興課
ものづくり企業支援室
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
(県庁本館 6F 南側)
TEL:028(623)3192／Email:kougyou@pref.tochigi.lg.jp